

令和2年11月25日

令和2年12月定例議会議案

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

市職員の給与改定を行うについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市職員給与条例（昭和 2 4 年鈴鹿市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>（期末手当）</u> 第42条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，規則で定める職員を除く。第42条の 4 第 2 項において「特定管理職員」という。）にあつては， <u>100分の105</u> ）を乗じて得た額に，基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略	第42条 略 2 期末手当の額は，期末手当基礎額に <u>100分の130</u> （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，規則で定める職員を除く。第42条の 4 第 2 項において「特定管理職員」という。）にあつては， <u>100分の110</u> ）を乗じて得た額に，基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。 4～6 略
--	--

第2条 鈴鹿市職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第42条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」	(期末手当) 第42条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の4第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」と

とあるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。	あるのは「100分の72.5」と、「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「100分の62.5」とする。
4～6 略	4～6 略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等)	(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等)
第5条 略	第5条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項及び第42条第2項の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項及び第42条第2項の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。
3 略	3 略

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等)	(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等)

する条例の適用除外等) 第 5 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 40 条の 2 第 1 項及び第 42 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 40 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年鈴鹿市条例第 29 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第 42 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。 3 略	する条例の適用除外等) 第 5 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 40 条の 2 第 1 項及び第 42 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 40 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年鈴鹿市条例第 29 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第 42 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。 3 略
---	---

（鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 5 条 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鈴鹿市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第 15 条 給与条例第 42 条から第 42 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第 42 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 125</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第 15 条 給与条例第 42 条から第 42 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第 42 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 130</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み

替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2・3 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の72.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2・3 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 略	2・3 略
-------	-------

第6条 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第42条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。 2・3 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5以下の割合	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当) 第15条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、第42条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。 2・3 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第42条から第42条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5以下の割合で

で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 ２・３ 略	任命権者が規則等で定める割合」と、同条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 ２・３ 略
---	--

附 則

この条例は、令和２年１１月３０日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条の規定は、令和３年４月１日から施行する。